

化学療法管理委員会 規程

(目的)

第1条 賛育会病院は、入院・外来において化学療法を適切に実施することを目的として、化学療法管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- 1) 化学療法の実施状況
- 2) 関連各部署との連携の推進
- 3) 化学療法における業務改善の推進
- 4) 化学療法に係る運営上の問題解決
- 5) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条

- 1 委員会は病院長の諮問機関として位置づく。
- 2 委員会は、病院長の任命する委員長1名、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者（委員長含め）、業務に携わる看護師、薬剤師、医事・診療情報課をメンバーとして、構成する。
- 3 委員長に事故ある時は、委員長はその代理者を委員の中から、その都度指名するものとする。
- 4 委員が本委員会に出席できないときは、その旨を予め委員長に連絡し、代理者を出席させる。

(任期)

第4条 委員の任期は原則として1年とする。再選は妨げない。ただし、欠員が生じた場合には、その都度補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員の任務)

第5条 委員の任務は次のとおりとする。

- 1) 委員長は会務を統括する。
- 2) 委員会は第2条に基づき会務を遂行する。

(会務の実行)

第6条

- 1 委員長は委員を招集し、委員会を開催する。
- 2 委員会は、隔月（奇数月）に定例開催とする。
但し、当日が休日の場合は、予め会議によって定める。また、緊急な事案がある

場合には、臨時に委員会を開催することとする。

3 委員会の議事内容は、会議録として記載し、委員長が内容を病院長に報告する。

(事務局)

第7条 本委員会は院長の任命による事務局を置き、委員会の記録その他の庶務を行う。

付 則

この規程は、2004年9月1日から施行する。

この規程は、2006年4月1日から施行する。

この規程は、2008年4月1日から施行する。

この規程は、2010年3月1日から施行する。

この規程は、2010年5月1日から施行する。

この規程は、2011年6月11日から施行する。

この規程は、2011年9月10日から施行する。

この規程は、2014年2月8日から施行する。

この規程は、2014年5月10日より施行する。

この規程は、2016年7月15日より施行する。

この規程は、2017年1月1日より施行する。

この規程は、2021年1月1日より施行する。